

凡 例

1. 本目録には、東京都の「坪田村役場文書」（東京都三宅島坪田村）、「坪田村漁業協同組合文書」（東京都三宅島坪田村）、神奈川県「今井八郎家文書」（神奈川県大住郡羽根村）、静岡県「瀧口猪之助家文書」（静岡県志太郡焼津町）、「愛鷹丸鯉釣資料」（静岡県志太郡焼津町）、「和田村史料」（静岡県志太郡和田村）、「伊東漁村史料」（静岡県伊東市新井）、伊達与兵衛家文書（静岡県清水市入江）の8つの史料群を収録した。史料は戦後間もない1949年～55年にかけての時期に、水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所（前身はアチックミュージアム）が全国の漁村史料を調査した際収集したものであり、水産資料館時代に整理が行われ保管し続けてきたものである。その後、委託事業の終了とともに水産庁水産資料館にそのまま保管され、この資料館の廃止にともない水産庁中央水産研究所に移管された。文書名は水産資料館時代の旧整理時（1974～1979年）の銘によるものでそれを踏襲している。現在は「国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所所蔵古文書」として保管されている。
2. 目録の番号は、基本的には旧整理（1974年度水産資料整備委託事業）を踏襲し、新たに目録番号を付した。
3. 新目録番号は原則として、年代順になっている。右端に示した番号は整理番号であり、古文書整理袋の記載番号と一致する。詳細は次の通りである。
 - (1) 整理番号は通し番号方式ではなく枝番号方式を採用し、1段目は旧整理番号（74年次）をそのまま継承している。目録番号においても同様な方式をとった。
 - (2) 標題や目録の内容については、すべて原文書より新たに作り直した。
 - (3) 旧整理の際、同一の封筒に収納された複数文書や包紙、綴状の文書についても1点ずつ目録を作り直した。それらは、旧整理番号の下に枝番号を付けて配置した。
 - (4) 保管史料中の挟み込み文書、貼付文書、括り付け文書などは、作成時・作成者・文書内容などが独立していると判断された場合は、別個の史料として枝番号を付け目録をとった。
 - (5) 綴りの文書1点1点にも枝番号を付し整理した。また、必要に応じて綴のトップ行に（ ）を付し文書の概略を記し、綴の年代は、原則として綴じ込まれている文書のうち最も古いものを以て代表させた。
4. 目録の記入の形式は次の通りである。
 - (1) 目録番号（3桁・枝番号方式）、年号（和暦）、西暦、干支、閏、月、日、標題、作成、宛名、形態、数量、備考、整理番号の順に収録している。

(2) 年号（作成日）は和暦と西暦を並記しているが、推定年の場合は、和暦に「 ）」を付した。また、史料が「写」の場合は、必要に応じて原文書の作成日付を以て作成日とした。

(3) 「標題」欄の記入は、原則的には次の通りである。

①史料1点ごとの標題は、文書に記入された文言を出来得る限り生かし、そのまま表記することを基本とした。

②（ ）内には内容を簡略に示した。

③標題のない史料については、内容のみ（ ）を付して略記した。

(4) 「作成者」及び「宛名」欄の表記は、原則的に次の通りである。

①作成者や宛名が複数の場合には、その間を「,」で区切った。

②作成者印は形態に基づき、丸印は〔印〕、角印は[印]と表記した。

(5) 「形態」欄は、現在の状態に基づき以下の通りとした。

縦紙・折紙・切紙・継紙・切継紙・縦帳・横帳・横半帳・単票（主として印刷物）・帳面・綴・仮綴・便箋・葉書・封筒・新聞・書籍・鋪・拓本・その他。

(6) 「数量」欄の（ ）内の数字は、綴の中の総点数を示す。

(7) 欠損文字については、字数が明らかなものは（□）で、不明のものは（）で表示した。

(8) 文字は常用漢字を基本としているが適宜旧字も用いている。

(9) 原則として史料中の人物名は敬称を略した。

5. 目録中に、参考史料として示した地図や住所は探訪時のものを記載している。

6. 本文書の整理、本目録の作成は下記の者が担当した。

岩田康志、織田洋行、鈴木江津子、萬井良大、越智信也

前田禎彦、田島佳也、田上繁